4　契約後ＶＥに関する事項（優遇措置）　本工事において契約後にＶＥ提案を行った者に対しては、その達成の程度により、機構が本工事の竣工後に行う総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価において優遇する。

　優遇される期間は、本工事が竣工した年度の翌年度から４年間とする。

5　入札手続き等

⑴　契約担当窓口　〒330―6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地２（ランド・アクシス・タワー内）独立行政法人水資源機構　技術管理室契約企画課　川本、松崎　電話048―600―6534（直通）　ＦＡＸ048―600―6588

　本件に関する問い合わせは、９時30分～17時まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時から13時までを除く。）

⑵　入札説明書等の交付期間等

①　交付期間　令和元年７月29日（月）から令和元年８月23日（金）17時まで。

②　交付方法　別途指定するアドレスからのダウンロードによる。

　なお、アドレス等については⑴契約担当窓口まで問い合わせること。

③　交付費用　交付費用は無料とする。

⑶　確認申請書等の提出方法等

①　提出方法　持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

　なお、紙媒体の提出と併せて、電子媒体でも提出すること。

②　提出期間　令和元年７月29日（月）から令和元年８月23日（金）17時まで。

　ただし、持参する場合は、上記機関の行政機関の休日を除く毎日９時30分から17時まで（12時から13時を除く）

③　提出先　⑴契約担当窓口に同じ。

⑷　技術提案書の提出方法等

①　提出方法　持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

　なお、紙媒体の提出と併せて、電子媒体でも提出すること。

②　提出期間　令和元年９月９日（月）から令和元年10月８日（火）17時まで。

　ただし、持参する場合は、上記機関の行政機関の休日を除く毎日９時30分から17時まで（12時から13時を除く）

③　提出先　⑴契約担当窓口に同じ。

⑸　入札書の提出方法及び開札日時等

①　持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

②　提出期間　令和元年10月31日（木）から令和元年11月11日（月）17時まで機構に到着した入札書に限り有効とする。ただし、持参する場合は、上記機関の行政機関の休日を除く毎日９時30分から17時まで（12時から13時を除く）

③　提出先　⑴契約担当窓口に同じ。

④　開札日時　令和元年11月19日（火）15時00分

⑤　開札場所　独立行政法人水資源機構本社７階入札執行室

⑹　再度の入札　入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

6　確認申請書等及び技術提案書のヒアリングについて

⑴　確認申請書等及び技術提案書の内容についてのヒアリングは原則として行わない。

⑵　ヒアリングの必要が生じた場合は別途通知する。この場合、出席者は、確認申請書等又は技術提案書の内容を説明できる者とする。

7　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金

①　入札参加者は、入札保証金を機構に納付することとする。ただし、水資源債券の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　提出方法　5⑸①に同じ。

③　提出期間　5⑸②に同じ。

④　提出先　5⑸③に同じ。

⑵　契約保証金　受注者は、契約保証金を機構に納付することとする。ただし、水資源債券の提供、銀行等又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

8　開札　入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

9　入札の無効等　競争参加資格のある者のした入札であっても、確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び競争契約入札心得及び現場説明書において示した入札に関する条件に違反した入札者並びに開札時において、「２　競争参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は、無効とするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すこととする。

10　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で、3⑷の評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他のうち、3⑷の評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

11　低入札価格調査　低価格の入札については、その価格により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて、「低入札価格調査」を行う。（詳細は入札説明書のとおり。）

　なお、このうち、著しい低価格により、工事品質が確保されないおそれがあると認められる場合は、積算の合理性や現実性等を徹底して調査する「重点調査」を実施する。

12　契約書の作成　別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

　ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の「10分の４以内」から「10分の１以内」とする。また、部分払の回数は、契約期間において毎月の支払いが可能な回数とする。

　なお、この場合、中間前払は選択できない。

13　配置予定技術者の確認　落札者の決定後（契約締結後）、資格要件を満たしていないことが判明した場合又はＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばない（解除する）ことがある。

14　別に配置を求める技術者　調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照。）

15　関連情報を入手するための照会窓口　関連情報を入手するための照会窓口は、５⑴契約担当窓口に同じ。

16　入札の延期等

⑴　不正な行為等があると認められるときは、入札の延期若しくは中止又は落札者の決定若しくは契約の締結の取消しをすることがある。

⑵　機構の事由により、入札の延期又は中止をすることがある。

17　独立行政法人が行う契約の公表　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表する。公表の対象となる契約の詳細は、

http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.htmlによる。